

「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例(仮称)要綱(案)」

1 目的

食品等の安全・安心の確保について、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策を総合的に推進することにより、基本理念にのっとり食品等の安全・安心の確保が図られるようにし、県民の健康を保護し、県民の安心できる生活の確保に寄与すること。

2 定義

(1) 食品

すべての飲食物(原料又は材料として使用される農林水産物を含み、医薬品等を除く)をいう。

(2) 食品等

食品、添加物、器具、容器包装をいう。

(3) 食品関連事業者

肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他農林漁業の生産資材又は食品等の生産、輸入、販売等の事業活動を行う事業者をいう。

(4) リスクコミュニケーション

食品等の安全・安心の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換並びにこれを促進するための情報の提供や意見を述べる機会の確保などの取組をいう。

3 基本理念

(1) 食品等の安全・安心の確保のために必要な措置は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

(2) 食品等の安全・安心の確保のために必要な措置は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づいて講じられることにより、行われなければならない。

(3) 食品等の安全・安心の確保は、リスクコミュニケーションによる食品等の安全・安心の確保に関する情報の共有を図ることにより、行われなければならない。

(4) 食品等の安全・安心の確保のための取組は、環境に及ぼす影響について配慮して、行われなければならない。

4 県の責務

県は、基本理念にのっとり、

- (1) 食品等の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- (2) 国や他の地方公共団体と連携して、食品等の安全・安心の確保のために必要な措置を講ずる責務を有する。

5 食品関連事業者の責務

食品関連事業者は、基本理念にのっとり、

- (1) 自らが食品等の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、事業活動を行う責務を有する。
- (2) その事業活動に係る正確かつ適切な情報の提供を行う責務を有する。
- (3) その事業活動に関し、県が実施する食品等の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

6 消費者の役割

消費者は、基本理念にのっとり、

- (1) 食品等の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。
- (2) 県が実施する食品等の安全・安心の確保のための施策について意見を表明するよう努めることにより、積極的な役割を果たすものとする。
- (3) 県が実施する食品等の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

7 基本方針

- (1) 知事は、食品等の安全・安心の確保に関する基本方針を定めなければならない。
- (2) 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。
 - 食品等の安全・安心の確保に関する基本的方向
 - 食品等の安全・安心の確保のため総合的に講ずべき施策
 - その他の食品等の安全・安心の確保のために必要な事項
- (3) 基本方針を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、その趣旨、内容などを公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。
- (4) 知事は、(3)の規定により提出された意見及び情報を考慮して基本方針を定め、又は変更しなければならない。
- (5) 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

8 リスクコミュニケーション

(1) 情報の提供

県は、食品等の安全・安心の確保のため、県民等に対し、明確かつ平易に、次の事項に関する適切な情報の提供を行うものとする。

食中毒などの食品等による人の健康に係る被害に関する事項

食品等の安全性や表示に関する事項

食育に関する事項

その他の食品等の安全・安心の確保のために必要な事項

(2) 意見及び情報の交換

県は、食品等の安全・安心の確保に関する関係者相互間の理解の促進を図るため、情報及び意見の交換会の開催などの施策を講ずるものとする。

(3) 施策に関する提案

県民等は、知事に対し、食品等の安全・安心の確保に関する県の施策について、制度の新設又は改廃その他の必要な見直しを行うよう提案することができる。

提案をしようとするものは、必要事項を記載した提案書を提出しなければならない。

知事は、提案書が提出されたときは、食品等安全・安心協議会（仮称）（以下「協議会」という。）の意見を聴かなければならない。

知事は、協議会から答申を受けたときは、内容等を公表するものとする。

県は、協議会の答申を尊重して、食品等の安全・安心の確保に関する県の施策について、必要な見直しを行わなければならない。

9 関係団体との協働

県は、食品関連事業者の団体や食品等の安全・安心の確保に関連する消費者の団体などと協働して、リスクコミュニケーションその他の食品等の安全・安心の確保のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

10 自主的な活動の支援

県は、食品関連事業者が自主的に行う食品等の安全・安心の確保に関する活動の促進を図るため、情報の提供及び助言その他の食品関連事業者に対する支援に必要な措置を講ずるものとする。

11 遺伝子組換え作物及び遺伝子組換え食品に関する措置

県は、遺伝子組換え食品等に関する情報の提供や遺伝子組換え作物と一般作物との交雑の防止等に関し必要な措置を講ずるものとする。

12 体制の充実強化

県は、食品関連事業者に対する指導、食品等の検査及び関係機関との連絡調整のための体制その他の食品等の安全・安心の確保のため必要な体制を充実強化するものとする。

13 調査及び研究

県は、食品等の安全・安心の確保に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

14 財政上の措置

知事は、食品等の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

15 検討

知事は、この条例の施行後、食品等の安全・安心の確保に関する国内外の施策の状況等を勘案し必要があると認めるときは、食品等の安全・安心の確保のための施策に検討を加え、その結果に基づいて必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

《参考》 条例制定の経過

条例の策定に向けては、消費者や生産者、製造者、学識経験者等で構成する「千葉県食品安全協議会」に「千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会」を設置し、検討を行っていただきました。

検討にあたっては、タウンミーティングを開催し、県民等の意見を聴くとともに、条例に盛り込むべき事項について論議していただきました。

10月26日に、「千葉県食品安全協議会」から、条例策定に係る意見書が知事に提出され、県では、これを受けて、条例制定の作業を行っています。

年月日	会 議 等
17. 4. 15	平成 17 年度第 1 回千葉県食品安全協議会 ・ 食品安全条例（仮称）の策定について ・ 食品安全条例（仮称）検討作業部会の設置について
17. 5. 28	東葛地区食の安全・安心確保のためのタウンミーティング
17. 6. 15	第 1 回検討作業部会 ・ 食品安全条例（仮称）の策定について
17. 6. 16	平成 17 年度第 2 回千葉県食品安全協議会 ・ 食品安全条例（仮称）の検討作業状況等について
17. 7. 14	第 2 回検討作業部会 ・ 食品安全条例（仮称）の基本的考え方について
17. 7. 16	千葉地区食の安全・安心確保のためのタウンミーティング
17. 8. 4	第 3 回検討作業部会 ・ 食品安全条例（仮称）の基本的考え方について
17. 8. 27	北総地区食の安全・安心確保のためのタウンミーティング
17. 9. 6	第 4 回検討作業部会 ・ 食品安全条例（仮称）の基本的考え方について
17. 9. 16	第 5 回検討作業部会 ・ 検討作業部会報告書（案）について
17.9.20 ~ 10.10	* 検討作業部会の検討内容に関する意見募集
17.10.14	第 6 回検討作業部会 ・ 検討作業部会報告書（案）について
17.10.25	平成 17 年度第 3 回千葉県食品安全協議会 ・ 検討作業部会の報告書について ・ 食品安全条例（仮称）の策定に係る意見について